



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA
Japan

幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

www.alpajapan.org

Date 04.06.28 No. 27 - 104

陸海空港湾労組 20 団体「代表者交歓会」参加報告、2004,6,19 《ガイドライン・周辺事態法・有事関連法での取り組み》

「陸海空港湾労組 20 団体での取り組みの 5 年経過を節目として、率直な意見交換を実施しよう」ということから、各組合・団体から代表が話し合いを持ちましたので報告します。

陸海空港湾労組 20 団体の発足からこれまでの経緯

97 年 6 月に「日米防衛協力のための指針」(日米新ガイドライン)が公表され、98 年 5 月には法案(「周辺事態法案」「自衛隊法改正案」「日米物品役務相互提供改正案」)が国会に提出され、審議に入った。

これに対し 99 年 3 月に、航空安全会議が交通運輸関係の労組や団体に「新ガイドライン関連法案反対」での「一点共闘」を呼びかけ、これに賛同した団体が 3 月 12 日に集まり、19 日には「陸海空港湾 18 団体」(その直後 20 団体となり、現在、3 組合統合により 18 団体となったが通称 20 団体と呼称)としてガイドライン関連法案廃案を求める共同声明を発表した。

航空の 3 団体のように上部組織を持たない組合・団体や、連合・全労連・全労協という上部団体のある組合・団体が違いを超えて結集した点で注目され、周辺事態法成立、有事関連 3 法案成立後も、「発動を許さず」、「完成させない」、「戦争に参加しない」ことを中心に活動中。

今回の交歓会での主な意見

- * 「平和と命」の一点共闘による活動は、周囲やマスコミの反応から、上部組織の方針等に係わらない、共同取り組みの特異性・有効性が確認できる。
- * 多くの集会やイベントが、特定層に偏らない色々な人たち多数の参加で実施可能となった。
- * 有事法制が国会通過し、今後、軍事行動への強制参加が、罰則を背景に迫ってくるだろう。
- * 今後は有事法制等の法の基本である、憲法、特に 9 条に関する考えを明確にすることが求められるのか。また、軍事行動そのものを論議する時には、9 条がはずせない条件か？
等々の意見が多く話されていました。

日乗連からは、「民間航空の軍事利用には反対」、「これまで日乗連の活動は『事故調査と刑事訴追』が中心で、この分野は余力強くなかった。今後は、『民間航空の軍事利用は NO』を中心に、組合活動家に・組合員レベルでの話し込みを考えていきたい。」と報告。

5 年の経過 - 「もう 5 年、まだ 5 年」

20 団体の取り組みが継続する 5 年の間に、国が提案した指針・法案は殆どが国会を通過しました。この間の、各事象における簡単な事実の確認は以下の通りです。

- * 日米新ガイドライン = 米軍への協力(物品提供・運用解釈の拡大化)体制の強化
- * 周辺事態法 = 米軍協力可能な「日本周辺」の地域解釈拡大；インド洋上での給油等
- * 有事法案・有事関連法案 = 日本国有事は不十分な討論状況で、戦闘行為への参加・業務提供に罰則を定め強制力を付加

この間に、米国 9.11 「同時多発テロ」が発生し、法の対象がテロに拡大され、本来の「有事」における戦闘行為に関する争点が(意図的に)ボカされ、様々な法案がなし崩し的に成立し、



特に、イラク関連法案では、自衛隊の海外派遣が実現する等、所謂「普通の国（首相発言）」としての戦闘行為への対応が整備されてきた5年間だったと思われます。

今回の席上、世界の海で業務を実施する海員組合から、「日の丸に関する起立強制等での意見の違いは認めるが、私たちはこれまで船に「日の丸」を掲げることで、アラビヤ海域を含め、世界中で安全を保てたので、「日の丸」に対しては肯定的だった。これは世界各国が『日本は戦争をしない国だから』と認識していたから。しかし、今度の有事法制では、日本は『戦争をする国』になった。世界各国から『9条に関する日本への評価』はあったと思っていたのに。」という発言もありました。

《20 団体の内訳》

日本海員組合 船舶通信士労働組合 全国港湾労働組合協議会 全日本建設交通一般労働組合
全国海運貨物物流労働組合協議会 交通運輸労働組合共闘会議 国鉄労働組合 全国自動車交通労働組合総連合会 全運輸労働組合 全運輸省港湾建設労働組合 全気象労働組合 全国税関労働組合 東京都庁職員労働組合港湾支部 横浜市従業員労働組合建設支部港湾分会 川崎市職員労働組合港湾支部 航空労組連絡会 日本乗員連絡会議 航空安全推進連絡会議

日乗連のこの5年間、そして航空界の状況

日乗連はこれまでも「日米新ガイドライン法」や「周辺事態法」に関連して、民間航空を軍事利用させないための取り組みを行ってきました。2003年6月6日に「有事法制関連三法」が成立した時にも、陸海空港湾20団体での見解を表明する等の取り組みも行いました。

民間航空の軍事利用の問題では、

- * 2000年8月に米国防総省が民間航空三社に対して米軍輸送資格の認可取得を要請していたことが明らかにされました。
- * 2003年3月20日に開始されたイラク戦争は同年5月2日に一応の終結宣言が出されましたが、昨年末から日本政府が自衛隊のイラク派遣を開始したことに伴い、防衛庁が自衛隊員の輸送協力を各航空会社に要請。これに対して、航空各社は安全確保の問題などを理由に拒否したとの報道がなされました。
- * 2004年6月、民間航空機利用の迷彩服着用での自衛隊移動が発生。これは過去における事象の再発生であり、「防衛庁の実績作りであり断るべき」という組合の申し入れに、「単なる団体旅客の搭乗」という経営の発言がありました。

このように民間航空を濫用しようとする動きが強められており、且つ、様々な形で進められようとしています。

私達は改めて民間航空に従事する乗務員として、「航空機運航及び乗員・乗客の安全を確保する」ために、国際民間航空条約や航空法に定められた規定に基づいて、私達がどのように判断し行動するのかを明確にしておく必要があります。そして、このために私たちが出来ること、やらなければならないことの論議を進める時だと考えます。

（参考）ICAO（国際民間航空）条約（抜粋）

第3条、国の航空機

- (a) この条約は、民間航空機のみにも適用するものとし、国の航空機には適用しない。
- (b) 軍、税関及び警察の業務に用いる航空機は、国の航空機とみなす。

第4条、民間航空の濫用

各締結国は、この条約の目的と両立しない目的のために民間航空を使用しないことに同意する

- * 「民間航空機」が軍事利用された時は、ICAO条約が適用されなくなり、「民間航空機」としての法的な保護を受けられなくなります。

以上